

4. 広域入所について

◇八潮市内の保育所等に入所を希望する八潮市外在住の方へ

あらかじめ住所地の市区町村の保育担当課に、八潮市の保育所等の利用申請が可能かご相談ください。利用申請が可能であれば、八潮市保育課及び住所地の市区町村の保育担当課に必要書類を確認のうえ、住所地の市区町村の保育担当課に申し込みを行ってください。

◆対象

(1)	ア	八潮市へ転入予定であり、入所日の前月末までに八潮市に住民登録を予定している方
	イ	(4月申請のみ) 八潮市へ転入予定で、 自己の責めによらない事由※ があり、3月末までに八潮市に住民登録ができない方
(2)		住所地が八潮市外にあり、保護者の勤務先が八潮市内にある方
(3)		住所地が八潮市との市境にあり、住所地の市区町村の保育所等へ通うよりも八潮市の保育所等へ通うほうが適切であると認められる方

※自己の責めによらない事由…売り主の都合により住居の引き渡し日が4月中になる方等

◆手続き・必要書類

住所地の市区町村の保育担当課で申し込みを行ってください。(申請書類が八潮市へ郵送されます。) 書類に不備や不足がある場合は八潮市から住所地の市区町村の保育担当課へ連絡します。

原則として、申請書類は八潮市の様式をご使用ください。

なお、八潮市は入所を希望する施設を第10希望まで選考します。

対象		必要書類
(1)	ア	・八潮市及び住所地の市区町村の保育担当課が必要とする書類※1 ・保護者全員の課税・非課税証明書※2 ・転入に関する誓約書※3
	イ	・八潮市及び住所地の市区町村の保育担当課が必要とする書類※1 ・保護者全員の課税・非課税証明書※2 ・転入に関する誓約書※3(自己の責めによらない事由があり4月中の転入になる方)
(2)(3)		・八潮市及び住所地の市区町村の保育担当課が必要とする書類※1

※1 八潮市が必要とする書類は【**申込みに必要な書類**】(本冊子5ページ)に準じますが、家庭状況によって必要な書類が異なりますので、八潮市保育課へご確認ください。

※2 令和5年4月～8月の入所希望は令和4年度課税・非課税証明書が必要です。

令和5年9月～令和6年2月の入所希望は令和5年度課税・非課税証明書が必要です。

※3 添付書類として、賃貸借契約書や売買契約書の写し(所在地・引き渡し日がわかるもの)又は同居予定申立書が必要です。

◆申請の締切日

入所希望月	締切日
4月	令和4年11月16日(水) ※郵送必着
5月～2月	【令和5年度途中月入所】の受付期間(本冊子4ページに記載)をご確認ください。

※住所地の市区町村の保育担当課に提出の期限を確認をしてください。

(1)ア・イの方については、転入に関する誓約書に記載された期日までに①住民登録の異動及び②八潮市保育課で八潮市民として保育所等の利用申請手続きを行っていただきます。

◇八潮市外の保育所等に入所を希望する八潮市内在住の方へ

あらかじめ入所を希望する市区町村の保育担当課に、保育所等の利用申請が可能かご確認のうえ、八潮市保育課にご相談ください。入所を希望する市区町村の保育担当課および八潮市保育課が必要とする書類を用意し、**八潮市保育課に申し込みを行ってください。**

◆対象

(1)	八潮市から他の市区町村へ転出の予定がある方
(2)	八潮市内在住で勤務先が他の市区町村にある方
(3)	住所地が他の市区町村との市境にあり、八潮市の保育所等へ通うよりも他の市区町村の保育所等へ通うほうが適切であると認められる方(入所を希望する市区町村により受付の要件が異なる場合があります。)

◆手続き・必要書類

入所を希望する市区町村によって、申し込み方法や申請書類、締切日が異なります。事前に入所を希望する市区町村の保育担当課へ確認をしてください。申請書類に指定がない場合は、八潮市の様式をご使用ください。

なお、**広域入所は年度ごとの申請が必要となりますのでご注意ください。**

手続き場所	申請の締切日	必要書類
八潮市保育課 (市役所本庁舎2階)	入所を希望する市区町村の締切日のおおむね10日前まで	八潮市及び入所を希望する市区町村の保育担当課が必要とする書類

八潮市が必要とする書類は【**申込みに必要な書類**】(本冊子5ページ)に準じますが、家庭状況によって必要な書類が異なりますので、八潮市保育課へご確認ください。

保育所等に入所中の方が、転出入に伴う住民登録の異動後も入所中の保育所等の利用継続を希望する場合

◆八潮市に転入する方

転入後も他の市区町村の保育所等の利用継続を希望する場合は、あらかじめ転入前の市区町村の保育担当課へ転入後の利用継続や手続きについてご確認ください。

八潮市に転入後、速やかに「転入前の市区町村の保育所等への利用申し込み」を行ってください。転入後の保育料(利用者負担額)は八潮市が決定します。

◆八潮市から転出する方

転出後も八潮市の保育所等の利用継続を希望する場合、あらかじめ八潮市保育課へご連絡ください。

八潮市から転出後、速やかに新しい住所地の市区町村の保育担当課で「八潮市の保育所等への利用申し込み」を行ってください。

八潮市から転出した年度については、入所中の保育所等は利用継続できますが、翌年度以降も利用継続を希望する場合は、年度ごとに改めて申請が必要です。(翌年度以降の利用は、他の入所申請者と同じ利用調整を行ったうえで決定します。)